

政令第 号

国土交通省組織令及び交通政策審議会令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第七条第四項及び第五項、第十八条第四項並びに第二十一条第四項及び第五項並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第十四条第二項及び第三十五条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国土交通省組織令の一部改正）

第一条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「―第二百二十三条」を「・第二百二十二条」に、「第二百二十四条―第二百二十四条の九」を「第二百二十三条―第二百二十四条の十」に改める。

第二条第二項中「、総合政策局に公共交通政策部を」を削る。

第四条第一項第二十七号中「第四十五条第一号」を「第四十七条第一号」に改め、同条第二項を削る。

第二十条の見出し中「政策立案総括審議官」の下に「、公共交通・物流政策審議官」を加え、「、物流審議官」を削り、「危機管理・運輸安全政策審議官」の下に「、海外プロジェクト審議官、公文書監理官

」を加え、同条第一項中「政策立案総括審議官一人」の下に「、公共交通・物流政策審議官一人」を加え、  
、「物流審議官一人」を削り、「危機管理・運輸安全政策審議官一人」の下に「、海外プロジェクト審議官一人、公文書監理官一人」を加え、「二十人」を「二十一人」に改め、同条中第六項を削り、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 公共交通・物流政策審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する交通機関の整備並びに貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する政策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

第二十条中第十一項を第十三項とし、第八項から第十項までを二項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の二項を加える。

8 海外プロジェクト審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する国際関係事務で海外におけるプロジェクトに係る我が国事業者の事業活動の推進に係るもの、経済上の連携その他の対外経済関係に関するもの及び国際協力に係るものに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

9 公文書監理官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報情報の保護の適正な実施の確保に関する重要事項についての事務並びに係事務を総括整理する。

第二十一条第一項中「十七人」を「十八人」に、「二人」を「一人」に改める。

第二十五条中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 国土交通省の保有する情報の公開に関すること。

第二十六条中「次に掲げる」を「広報に関する」に改め、同条各号を削る。

第三十六条第一項中「、公共交通政策部に置くもののほか」を削り、「十四課」を「十六課」に、

「物  
国

「交通政策課

流政策課 地域交通課

際物流課」 を モビリティサービス推進課

に改め、同条第二項を削る。

## 物流政策課

」

第三十七条第三号中「公共交通政策部」を「交通政策課及びモビリティサービス推進課」に改める。

第四十九条及び第五十条を削り、第四十八条を第五十条とする。

第四十七条第一号中「国際物流課」を「物流政策課」に改め、同条を第四十九条とする。

第四十六条を第四十八条とし、第四十五条を第四十七条とし、第四十四条を削る。

第四十三条第一号、第六号及び第九号中「（国際物流課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条を第四十六条とする。

第四十二条の次に次の三条を加える。

（交通政策課の所掌事務）

第四十三条 交通政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通省の所掌事務に係る交通機関の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること（地域交通課の所掌に属するものを除く。）。

二 運送産業（国土交通省の所掌に係る運送に関連する産業をいう。次号において同じ。）に係る企業の合理化及び高度化並びに産業構造の改善に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。

三 運送産業の発達、改善及び調整に関する事務の取りまとめに関すること（政策統括官及び安心生活政策課の所掌に属するものを除く。）。

四 運送及び運送事業の発達、改善及び調整を図る観点からの総合的な交通体系の整備に関すること（モビリティサービス推進課の所掌に属するものを除く。）。

（地域交通課の所掌事務）

第四十四条 地域交通課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公共交通機関の確保及びその機能の改善に関する援助及び助成に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。

二 都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関すること（都市局の所掌に属するものを除く。）。

三 公共交通機関の確保及びその機能の改善に関する総合的な事業の助成に関すること。

四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機

構法第十三条第一項第九号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関すること。

(モビリティサービス推進課の所掌事務)

第四十五条 モビリティサービス推進課は、運送及び運送事業の発達、改善及び調整を図る観点からの総合的な交通体系の整備に関する事務のうち、モビリティサービス（情報通信技術その他の先端的な技術を活用して複数の交通機関の利用に係る予約、料金の支払その他の行為を一括して行うことができるようにするサービスその他の当該技術の活用により交通機関の利用者の利便を増進するサービスをいう。）の実施の推進に関するものをつかさどる。

第五十一条第一号中「第四条第一項第三十八号」を「第四条第三十八号」に改める。

第五十三条から第六十一条までを次のように改める。

第五十三条から第六十一条まで 削除

第七十一条中「九課」を「八課」に改め、「国際課」を削る。

第七十二条中第八号を第十一号とし、第二号から第七号までを三号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の三号を加える。

- 二 土地・建設産業局の所掌に属する国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。
- 三 土地・建設産業局の所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 四 土地・建設産業局の所掌に属する国際関係事務で海外における我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関すること。

第七十三条第一号中「国際課」を「総務課」に改める。

第七十四条を次のように改める。

#### 第七十四条 削除

第七十七条、第七十九条第一号及び第八十条第八号中「国際課」を「総務課」に改める。

第二百十三条第一項中「各地方運輸局」を「北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局、中国運輸局及び九州運輸局」に改める。

第二百二十二条を削る。

第二百二十三条第一項中「三人」を「二人」に改め、同条を第二百二十二条とする。

第二章第一節第二款中第二百二十四条の前に次の一条を加える。

(部の設置)

第二百二十三条 観光庁に、次の二部を置く。

国際観光部

観光地域振興部

第二百二十四条を次のように改める。

(国際観光部の所掌事務)

第二百二十四条 国際観光部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国際観光の振興に関する基本的な政策（観光の振興を広範かつ一体的に推進するための基本的な方針を除く。第二百二十四条の七第二号において同じ。）の企画及び立案に関すること。

二 外国人観光旅客の来訪及び国際会議の誘致の促進その他の国際交流の推進による国際観光の振興に関すること（観光地域振興部の所掌に属するものを除く。）。

三 観光庁の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関その他の者との連絡並びに国際協力に関すること。

第二百二十四条の三の見出し中「課」を「課及び参事官」に改め、同条第一項中「に、」の下に「国際観光部及び」を加え、「四課」を「三課」に改め、「国際観光課」を削り、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 国際観光部に、国際観光課及び参事官二人を置く。

第二百二十四条の五第七号中「こと（」の下に「国際観光部及び」を加え、「及び国際観光課」を削る。  
第二百二十四条の七第三号を削り、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「（観光戦略課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 国際観光部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

第二百二十四条の七に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、国際観光部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第二章第一節第二款中第二百二十四条の九を第二百二十四条の十とし、第二百二十四条の八を第二百二

十四条の九とし、第二百二十四条の七の次に次の一条を加える。

(参事官の職務)

第二百二十四条の八 参事官は、命を受けて、観光庁の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関その他の者との連絡並びに国際協力に関する事務を分掌し、又は国際観光部の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

第二百五十三条第二項中「三人」を「四人」に改める。

(交通政策審議会令の一部改正)

第二条 交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「公共交通政策部参事官」を「交通政策課」に改める。

附 則

この政令は、令和元年七月一日から施行する。

## 理由

国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、新たに大臣官房に公共交通・物流政策審議官を、観光庁に国際観光部を置く等の必要があるからである。